

滋賀短期大学地域連携ポリシー

令和元年9月19日制定

滋賀短期大学は、昭和45年の本学の開学より、学校法人純美禮学園の創設者である中野富美の教学における基本方針を受け継ぎ、建学の精神を「心技一如」と定め、人格教育と実学教育を両輪とする高等教育の実現に努めてきました。「品性を養う人格教育」と「能力を高める実学教育」を合わせて実現することによって、まことの教育が実現できるという理念を基に、研究教育活動を推進しています。この建学の精神に則り、滋賀短期大学は、地方公共団体、産業界と連携しながら地域社会の発展に寄与するための基本方針として、以下の通り「地域連携ポリシー」を定めています。

《地域連携ポリシー》

1. 本学の建学の精神に則り、地域社会との持続的な連携・交流を行い、地域社会の活性化に貢献します。(社会貢献)
2. 地域連携活動を通じて、地域に関する教育・研究の進展を図るとともに、地域社会の発展に貢献できる人材を育成します。(教育研究促進・人材育成)
3. 地域連携・交流により得られた知の成果を広く社会に還元し、地域社会と地域課題の共有と解決に努めます。(地域課題の共有)
4. 地域連携活動を積極的に推進するための地域連携教育研究センターを中心に組織的運営を行います。(体制整備)
5. 地域連携活動を大学の自己点検評価に反映させます。(自己点検評価)
6. 本学の地域連携活動を大学の内外に向けてわかりやすく発信します。(情報公開・広報活動)

《産学官連携ポリシー》

1. 自治体、学校などの公的機関・企業等との共同研究・受託研究等を積極的に推進し、社会・経済の発展に寄与するとともに、本学の教育研究活動の基盤向上を図ります。(共同研究)
2. 産学官連携活動から得られる成果を本学の教育・研究の促進に役立てます。(教育研究促進)
3. 産学官連携活動を通じて、社会の発展に貢献できる人材を育成します。(人材育成)
4. 本学と公的機関・企業等との組織間の明確な契約による連携を基本とし、産学官連携により得られた知的財産を適切に保護・管理し、有効活用していきます。(知財管理・活用)
5. 透明性の高い産学官連携活動を行い、説明責任を果たします。(説明責任)
6. 産学官連携活動を積極的に推進するための活力ある組織運営を行います。(体制整備)
7. 産学官連携活動を本学の自己評価に反映させます。(自己評価)
8. 本学の産学官連携活動を本学の内外に向けてわかりやすく発信します。(情報公開・広報活動)